

限度額 区分	要介護度	①施設サービス費(30日)	②食費	③居住費		1ヶ月の利用料合計(①+②+③)	
				個室	2・3・4人部屋	個室	2・3・4人部屋
第1 段階	1	¥24,257	¥300/日× 30日＝ ¥9,000	¥320/日 ×30日＝ ¥9,600	¥0	¥42,857	¥33,257
	2	¥26,781				¥45,381	¥35,781
	3	¥29,414				¥48,014	¥38,414
	4	¥31,940				¥50,540	¥40,940
	5	¥34,430				¥53,030	¥43,430
第2 段階	1	¥24,257	¥390/日× 30日＝ ¥11,700	¥420/日 ×30日＝ ¥12,600	¥370/日 ×30日＝ ¥11,100	¥48,557	¥47,057
	2	¥26,781				¥51,081	¥49,581
	3	¥29,414				¥53,714	¥52,214
	4	¥31,940				¥56,240	¥54,740
	5	¥34,430				¥58,730	¥57,230
第3 段階 ①	1	¥24,257	¥650/日× 30日＝ ¥19,500	¥820/日 ×30日＝ ¥24,600	¥370/日 ×30日＝ ¥11,100	¥68,357	¥54,857
	2	¥26,781				¥70,881	¥57,381
	3	¥29,414				¥73,514	¥60,014
	4	¥31,940				¥76,040	¥62,540
	5	¥34,430				¥78,530	¥65,030
第3 段階 ②	1	¥24,257	¥1,360/日 ×30日＝ ¥40,800	¥820/日 ×30日＝ ¥24,600	¥370/日 ×30日＝ ¥11,100	¥89,657	¥76,157
	2	¥26,781				¥92,181	¥78,681
	3	¥29,414				¥94,814	¥81,314
	4	¥31,940				¥97,340	¥83,840
	5	¥34,430				¥99,830	¥86,330
第4 段階	1	¥24,257	¥1,700/日 ×30日＝ ¥51,000	¥1,171/日 ×30日＝ ¥35,130	¥855/日 ×30日＝ ¥25,650	¥110,387	¥100,907
	2	¥26,781				¥112,911	¥103,431
	3	¥29,414				¥115,544	¥106,064
	4	¥31,940				¥118,070	¥108,590
	5	¥34,430				¥120,560	¥111,080

※月額料金は30日で計算しています。また、加算算定状況などにより若干の誤差が生じますので、目安としてご利用ください。

※認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の方は、認知症専門ケア加算Ⅱの算定により、上記金額に約145円上乗せとなります。

※施設サービス費は1割負担で算出しています。2割以上の負担者については、その分①施設サービス費を加えて下さい。

表示料金に含まれる内容

≪介護給付1割負担分≫施設利用料・日常生活継続支援加算・夜勤職員配置加算・個別機能訓練加算・精神科医指導加算・科学的介護推進体制加算・看護体制加算・ADL維持等加算・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算

≪介護保険給付外負担分≫食費・居住費 上記以外の加算はご利用者の状況に応じ、上乗せしてのご請求となります。

※食費・居住費については住民税課税状況等により利用者負担段階が異なり、利用者負担第1～3段階については、基準費用額と利用者負担段階の額との差額について、補足給付が受けられます。ただし、補足給付を受けるには介護保険負担限度額認定申請書により、認定を受ける必要があります。

介護保険負担限度額認定基準（詳細は行政窓口にお問い合わせください）

段階	対象者 ※()内の数字は夫婦の場合
第1段階	生活保護受給者もしくは高齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方で預貯金等の額が1000万円(2000万円)以下の方
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金等収入が約80万円以下、かつ預貯金等の額が650万円(1650万円)以下の方
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金等収入が約80万円以上約120万円以下、かつ預貯金等の額が550万円(1550万円)以下の方
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金等収入が約120万円以上、かつ預貯金等の額が500万円(1500万円)以下の方
第4段階	上記以外の方

高額介護サービス費（詳細は行政窓口にお問い合わせください）

世帯がひと月に支払った①施設サービス費が以下の金額を超えた場合、超えた分が払い戻されます。

第1段階の方／15,000円 第2段階の方／15,000円 第3段階の方／24,600円

第4段階の方／44,400円(年収770万円未満) 93,000円(年収1160万円未満) 140,100円(年収1160万円以上)

限度額 区分	要介護度	①施設サービス費(30日)	②食費	③居住費		1ヶ月の利用料合計(①+②+③)	
				個室	2・3・4人部屋	個室	2・3・4人部屋
第1段階	1	¥24,631	¥300/日× 30日＝ ¥9,000	¥320/日 ×30日＝ ¥9,600	¥0	¥43,231	¥33,631
	2	¥27,187				¥45,787	¥36,187
	3	¥29,854				¥48,454	¥38,854
	4	¥32,411				¥51,011	¥41,411
	5	¥34,931				¥53,531	¥43,931
第2段階	1	¥24,631	¥390/日× 30日＝ ¥11,700	¥420/日 ×30日＝ ¥12,600	¥370/日 ×30日＝ ¥11,100	¥48,931	¥47,431
	2	¥27,187				¥51,487	¥49,987
	3	¥29,854				¥54,154	¥52,654
	4	¥32,411				¥56,711	¥55,211
	5	¥34,931				¥59,231	¥57,731
第3段階①	1	¥24,631	¥650/日× 30日＝ ¥19,500	¥820/日 ×30日＝ ¥24,600	¥370/日 ×30日＝ ¥11,100	¥68,731	¥55,231
	2	¥27,187				¥71,287	¥57,787
	3	¥29,854				¥73,954	¥60,454
	4	¥32,411				¥76,511	¥63,011
	5	¥34,931				¥79,031	¥65,531
第3段階②	1	¥24,631	¥1,360/日 ×30日＝ ¥40,800	¥820/日 ×30日＝ ¥24,600	¥370/日 ×30日＝ ¥11,100	¥90,031	¥76,531
	2	¥27,187				¥92,587	¥79,087
	3	¥29,854				¥95,254	¥81,754
	4	¥32,411				¥97,811	¥84,311
	5	¥34,931				¥100,331	¥86,831
第4段階	1	¥24,631	¥1,700/日 ×30日＝ ¥51,000	¥1,171/日 ×30日＝ ¥35,130	¥855/日 ×30日＝ ¥25,650	¥110,761	¥101,281
	2	¥27,187				¥113,317	¥103,837
	3	¥29,854				¥115,984	¥106,504
	4	¥32,411				¥118,541	¥109,061
	5	¥34,931				¥121,061	¥111,581

※月額料金は30日で計算しています。また、加算算定状況などにより若干の誤差が生じますので、目安としてご利用ください。

※認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の方は、認知症専門ケア加算の算定により、上記金額に約145円上乗せとなります。

※施設サービス費は1割負担で算出しています。2割以上の負担者については、その分①施設サービス費を加えて下さい。

表示料金に含まれる内容

◀介護給付1割負担分▶施設利用料・日常生活継続支援加算・夜勤職員配置加算・個別機能訓練加算・精神科医指導加算・科学的介護推進体制加算・看護体制加算・ADL維持等加算・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算

◀介護保険給付外負担分▶食費・居住費 上記以外の加算はご利用者の状況に応じ、上乗せしてのご請求となります。

※食費・居住費については住民税課税状況等により利用者負担段階が異なり、利用者負担第1～3段階については、基準費用額と利用者負担段階の額との差額について、補足給付が受けられます。ただし、補足給付を受けるには介護保険負担限度額認定申請書により、認定を受ける必要があります。

介護保険負担限度額認定基準（詳細は行政窓口にお問い合わせください）

段階	対象者 ※()内の数字は夫婦の場合
第1段階	生活保護受給者もしくは老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方で預貯金等の額が1000万円(2000万円)以下の方
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金等収入が約80万円以下、かつ預貯金等の額が650万円(1650万円)以下の方
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金等収入が約80万円以上約120万円以下、かつ預貯金等の額が550万円(1550万円)以下の方
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金等収入が約120万円以上、かつ預貯金等の額が500万円(1500万円)以下の方
第4段階	上記以外の方

高額介護サービス費（詳細は行政窓口にお問い合わせください）

世帯がひと月に支払った①施設サービス費が以下の金額を超えた場合、超えた分が払い戻されます。

第1段階の方/15,000円 第2段階の方/15,000円 第3段階の方/24,600円

第4段階の方/44,400円(年収770万円未満) 93,000円(年収1160万円未満) 140,100円(年収1160万円以上)

限度額 区分	要介護度	①施設サービス費(30日)	②食費	③居住費		1ヶ月の利用料合計(①+②+③)	
				個室	2・3・4人部屋	個室	2・3・4人部屋
第1 段階	1	¥24,631	¥300/日× 30日＝ ¥9,000	¥380/日 ×30日＝ ¥11,400	¥0	¥45,031	¥33,631
	2	¥27,187				¥47,587	¥36,187
	3	¥29,854				¥50,254	¥38,854
	4	¥32,411				¥52,811	¥41,411
	5	¥34,931				¥55,331	¥43,931
第2 段階	1	¥24,631	¥390/日× 30日＝ ¥11,700	¥480/日 ×30日＝ ¥14,400	¥430/日 ×30日＝ ¥12,900	¥50,731	¥49,231
	2	¥27,187				¥53,287	¥51,787
	3	¥29,854				¥55,954	¥54,454
	4	¥32,411				¥58,511	¥57,011
	5	¥34,931				¥61,031	¥59,531
第3 段階①	1	¥24,631	¥650/日× 30日＝ ¥19,500	¥880/日 ×30日＝ ¥26,400	¥430/日 ×30日＝ ¥12,900	¥70,531	¥57,031
	2	¥27,187				¥73,087	¥59,587
	3	¥29,854				¥75,754	¥62,254
	4	¥32,411				¥78,311	¥64,811
	5	¥34,931				¥80,831	¥67,331
第3 段階②	1	¥24,631	¥1,360/日 ×30日＝ ¥40,800	¥880/日 ×30日＝ ¥26,400	¥430/日 ×30日＝ ¥12,900	¥91,831	¥78,331
	2	¥27,187				¥94,387	¥80,887
	3	¥29,854				¥97,054	¥83,554
	4	¥32,411				¥99,611	¥86,111
	5	¥34,931				¥102,131	¥88,631
第4 段階	1	¥24,631	¥1,700/日 ×30日＝ ¥51,000	¥1,231/日 ×30日＝ ¥36,930	¥915/日 ×30日＝ ¥27,450	¥112,561	¥103,081
	2	¥27,187				¥115,117	¥105,637
	3	¥29,854				¥117,784	¥108,304
	4	¥32,411				¥120,341	¥110,861
	5	¥34,931				¥122,861	¥113,381

※月額料金は30日で計算しています。また、加算算定状況などにより若干の誤差が生じますので、目安としてご利用ください。

※認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の方は、認知症専門ケア加算の算定により、上記金額に約145円上乗せとなります。

※施設サービス費は1割負担で算出しています。2割以上の負担者については、その分①施設サービス費を加えて下さい。

表示料金に含まれる内容

≪介護給付1割負担分≫施設利用料・日常生活継続支援加算・夜勤職員配置加算・個別機能訓練加算・精神科医指導加算・科学的介護推進体制加算・看護体制加算・ADL維持等加算・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算

≪介護保険給付外負担分≫食費・居住費 上記以外の加算はご利用者の状況に応じ、上乗せしてのご請求となります。

※食費・居住費については住民税課税状況等により利用者負担段階が異なり、利用者負担第1～3段階については、基準費用額と利用者負担段階の額との差額について、補足給付が受けられます。ただし、補足給付を受けるには介護保険負担限度額認定申請書により、認定を受ける必要があります。

介護保険負担限度額認定基準（詳細は行政窓口にお問い合わせください）

段階	対象者 ※()内の数字は夫婦の場合
第1段階	生活保護受給者もしくは老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方で預貯金等の額が1000万円(2000万円)以下の方
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金等収入が約80万円以下、かつ預貯金等の額が650万円(1650万円)以下の方
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金等収入が約80万円以上約120万円以下、かつ預貯金等の額が550万円(1550万円)以下の方
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金等収入が約120万円以上、かつ預貯金等の額が500万円(1500万円)以下の方
第4段階	上記以外の方

高額介護サービス費（詳細は行政窓口にお問い合わせください）

世帯がひと月に支払った①施設サービス費が以下の金額を超えた場合、超えた分が払い戻されます。

第1段階の方/15,000円 第2段階の方/15,000円 第3段階の方/24,600円

第4段階の方/44,400円(年収770万円未満) 93,000円(年収1160万円未満) 140,100円(年収1160万円以上)